

開志創造大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 開志創造大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化・社会の発展に寄与するとともに、経済・産業の諸分野において貢献しうる高度職業人の育成を目的とする。

2 事業創造研究科事業創造専攻は、日本経済、グローバル経済の相互発展に貢献する事業や企業を、独立して、又は組織内で創造し、経営する人材を育成することを目的とする。

3 事業創造研究科経営科学専攻は、ビジネスに関する深い学識を基礎とし、多様化・複雑化し、変化の速度を速める経済社会情勢に柔軟に対応し、自立して研究活動を行い、持続可能なビジネスの在り方を探究することにより、より一層高度な専門的職業人、これを養成する者、実用性・応用性の高い研究活動を行う研究者として地域社会及び国際社会の発展に貢献することができる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果については本大学院の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は別に定める。

(情報の提供)

第3条 本大学院は、本大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組 織

(研究科)

第4条 本大学院に、事業創造研究科を置く。

(課 程)

第5条 事業創造研究科に、専門職学位課程及び博士後期課程を置く。

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行い、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専 攻)

第6条 事業創造研究科に、事業創造専攻（専門職学位課程）及び経営科学専攻（博士後期課程）を置く。

2 事業創造専攻及び経営科学専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(入学定員及び収容定員)

第7条 事業創造研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員 (人)	収容定員 (人)
事業創造研究科	事業創造専攻	90	180
	経営科学専攻	4	12

(標準修業年限)

第8条 専門職学位課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第25条第3項に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該認可された年限を標準修業年限とする。

(在学期間)

第8条の2 専門職学位課程の在学期間は4年、博士後期課程の在学期間は6年を超えることはできない。ただし、長期履修生の在学期間については、別に定める。

(附属施設等)

第9条 本大学院に図書館を置く。

- 2 本大学院に研究所、センターその他の教育研究に必要な施設及び機関を置くことができる。
- 3 前2項の附属施設等に関する規程は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第10条 本大学院に次の職員を置く。

研究科長、専攻長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員

- 2 本大学院に名誉教授、客員教授、及び非常勤講師等を置くことができる。

(教員組織)

第11条 本大学院の講義及び演習、実習（以下「授業科目」という。）の授業及び研究指導は、課程毎に専門職大学院設置基準又は大学院設置基準に規定する資格に該当すると研究科教授会が認める本大学院専任教員をこれに充てる。

- 2 前項の専任教員は、法令の認める範囲で両課程を兼務することが出来る。
- 3 各授業科目について、特に必要があると認められる場合は、兼任講師をもってこれに充てることができる。

(研究科長)

第12条 当該研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長が当該研究科の専任教員の中より決定する。
- 3 研究科長は、当該研究科に関する事務を処理し、第16条に規定する研究科教授会を招集し、その議長となる。

(専攻長)

第13条 各専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、その専攻の教務に関して研究科長を補佐する。

3 専攻長は、研究科長がこれを兼ねることができる。

(事務局)

第14条 本大学院に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(総務会)

第15条 (削除)

第4節 研究科教授会

(研究科教授会)

第16条 本大学院の各研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、学長及び当該研究科の専任教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

(審議事項)

第17条 研究科教授会は、当該研究科の教育研究に関する事項を審議する。ただし、当該専攻に係わる事項については、研究科教授会に代えて第18条に定める専攻会議に審議を委ねることができる。

2 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程及び履修方式に関すること

(2) 学生の入学、退学、転入学、転学、留学、休学、復学、再入学、復籍

(3) 課程の修了

(4) 学位の授与

(5) 学生の懲戒及び除籍

3 研究科教授会は、前項に規定するものの他、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び研究科長の求めに応じ意見を述べるものとする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第18条 当該専攻に、第17条第1項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため、専攻会議を置くことができる。

2 専攻会議は、当該専攻の専任教員をもって組織する。ただし、必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

3 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業

(学 年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第20条 学年を次の2学期に分ける。

前 期(春学期) 4月1日から9月30日まで

後 期(秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 特に必要があると認めるときは、後期（秋学期）の授業開始等を10月1日以前に前期（春学期）の授業終了等を10月1日以降とすることができる。

（休業日）

第21条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める日
 - (2) 本大学院の創立記念日
 - (3) 夏季休業 7月中旬から9月下旬の間で、学長が別に定める期間
 - (4) 冬季休業 12月下旬から翌年1月中旬の間で、学長が別に定める期間
 - (5) 春季休業 2月下旬から4月初旬の間で、学長が別に定める期間
- 2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- 3 特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2章 大学院通則

第1節 教育方法及び履修方法

（教育方法）

第22条 本大学院の専門職学位課程の教育方法は、授業科目の授業及びその他当該課程の定める教育課程によって行うものとする。また、本大学院の博士後期課程の教育方法は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。
- 3 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、本大学の専任の教員の中から、研究科教授会で決定する。研究科教授会は、特に必要と認める場合には、指導教員と共同して指導の任に当たる副指導教員を置くことができる。
- 4 研究科教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は大学院若しくは研究所等において、必要な研究指導を受けることを許可することができる。

（授業科目等）

第23条 当該研究科における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定める規定するもののうち、授業科目の単位数については、その開講する年度によって変更することがある。
- 3 別表に規定する授業科目のほか、臨時講義又は特別講義を開設することがある。単位数等については、その都度これを定める。

（単位数の計算）

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、30時間をもって1単位とする。

（履修方法）

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大

学院において履修した授業科目について修得した単位数を、事業創造専攻においては14単位を超えない範囲で、経営科学専攻においては2単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものと学長はみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会の審議を経て本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと学長はみなすことができる。ただし、修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き本大学院において修得した単位以外のものについては、事業創造専攻においては合わせて14単位を超えないものとし、経営科学専攻においては2単位を超えないものとする。

3 別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科教授会の審議を経て学長は認めることができる。

（履修の手続）

第26条 学生は、毎年又は学期のはじめに、その学年又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修手続を行った上履修しなければならない。

（履修科目の登録の上限）

第27条 修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は専門職学位課程においては30単位、博士後期課程においては16単位とする。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、かつ、学期末又は学年末に行うその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（修了要件）

第29条 専門職学位課程の修了要件は、事業創造専攻に2年以上在学し、当該専攻が定める授業科目のうち34単位以上を修得し、本大学院が行う専門職成果報告書等の審査に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、経営科学専攻に3年以上在学し、当該専攻が定める授業科目のうち18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

（学位の授与）

第30条 専門職学位課程を修了した者には、専門職の学位を授与し、博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 前条第1項及び第2項に規定する専門職成果報告書等の審査及び合否並びに博士論文の審査及び試験の合格の決定は、当該研究科教授会の審議を経て学長が行う。

3 博士の学位は、博士後期課程を修了することにより博士の学位を授与される者のほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ学識の確認を得た者にも同様の学位を授与する。

4 博士の学位論文の合格の基準は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を

行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものであることとする。

5 学位に付与する専攻分野の名称は次のとおりとする。

専門職学位課程 経営管理修士（専門職）

博士後期課程 博士（経営管理）

6 学位に関する事項は別に定める。

第2節 入 学

（入学の時期）

第31条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第32条 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者
 - (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣により指定された専修学校の専門課程を修了した者
 - (8) 旧制学校等を修了した者
 - (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
 - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- (7) 本学において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

（入学志願）

第33条 本大学院への入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを

定められた期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第34条 入学を志願する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。

2 入学者の選考は、当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

(入学手続)

第35条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に別に定める学費を添えて、入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 前項の規定により手続きを完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本大学院の定める期日までに申し出なければならない。

(転入学)

第36条 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学した者の在学年数は、転入学前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

(再入学)

第37条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、当該研究科教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 再入学した者の在学年数は、再入学前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

第3節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第38条 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、許可を得て休学することができる。

2 休学の許可は当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

3 健康上の理由により修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第39条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、専門職学位課程においては1年を限度とし、博士後期課程においては、2年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、専門職学位課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

5 復学の許可は当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

(転学)

第40条 他の大学院へ転学しようとする者は、許可を受けなければならない。

2 転学の許可は当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

(留 学)

第41条 外国の大学院等で学修することを志願する者は、許可を得て留学することができる。

2 留学の許可は当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

3 留学期間は1年を限度とし、在学期間に含めることができる。

4 第25条第1項に定める他大学院における授業科目の履修等の規定は、外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第42条 退学しようとする者は、必要な書類を添え、保証人連署の退学願を提出し、許可を受けなければならない。

2 退学の許可は当該研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

(除 籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科教授会の審議を経て、学長が除籍する。

(1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第8条の2に定める在学年限を超えた者

(3) 第39条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

(復 籍)

第43条の2 第43条第1項第1号、第3号及び第4号に該当し本大学院を除籍された者が、復籍を希望するときは、当該研究科教授会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

2 復籍した者の在学年数は、復籍前の在学年数を通算して、第8条の2に規定する在学期間を超えることはできない。

第4節 賞 罰

(表 彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第45条 本学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該研究科教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 委託学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(委託学生)

第46条 本大学院は、官公庁又は外国政府その他の委託があったときは、教育研究に支

障のない場合に限り、選考の上、第32条の規定に係わらず、当該研究科教授会の審議を経て委託学生として学長が入学を許可することがある。

(研究生)

第47条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該研究科教授会の審議を経て研究生として学長が入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第48条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該研究科教授会の審議を経て科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第49条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該研究科教授会の審議を経て学長は聴講を許可することができる。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該研究科教授会の審議を経て外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

(規定)

第51条 委託学生、研究生、科目等履修生、聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第6節 学費及びその他の費用

(学 費)

第52条 学費は、入学金、授業料、施設設備金及び休学在籍料とし、その額は別表のとおりである。

2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(手数料)

第53条 検定料及びその他の手数料は、別に定める。

(納入した学費)

第54条 納付された検定料及び学費等は、返還しない。ただし、第35条第3項の規定により、本大学院の定める期日までに入学辞退の申出のあった場合に限り、入学金を除く授業料及び施設設備金を返還することがある。

(学費の免除)

第55条 学長が特別の事由があると認めた者については、学費の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(休学の場合の授業料等)

第56条 休学を許可された者又は命ぜられた者については、休学期間中の授業料及び施設設備金の全部を免除し、休学在籍料を徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第57条 前期（春学期）又は後期（秋学期）の途中で退学し又は除籍された者の該当期

分の授業料及び施設設備金は徴収する。ただし、休学を許可された者又命ぜられた者が、復学が困難となり退学する場合は、その徴収を免除することができる。

第7節 奨学制度

(奨学制度)

第58条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。

2 制度に関する詳細は、理事会及び総務会の審議を経て別に定める。

第3章 その他

(改正)

第59条 本学則及び本大学院における規程等は、合理的に必要な場合に改正することができる。

2 改正後の本学則及び本大学院における規程等は、法令が定めるところにより個別の同意のいかんにかかわらず効力を生じる。

3 本学則の改正は、開志創造大学学則15条に基づく総務会の審議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、開志創造大学学則15条に基づく総務会の審議を経て理事会が決定する。

(施行細則その他)

第60条 本学則施行についての細則その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 7 年度以前に入学した者の授業料、施設設備金及び休学在籍料は、変更後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第23条関係)

1. 事業創造専攻

授業科目及び単位数

分野		授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
基礎科目		経営学概論	1・2	選択	2
		経営戦略	1・2	必修	2
		マーケティング	1・2	必修	2
		財務会計論	1・2	必修	2
		財務諸表分析	1・2	選択	2
		コーポレートファイナンスⅠ	1・2	選択	2
		組織マネジメント/組織行動論	1・2	選択	2
		人材マネジメント/人的資源管理論	1・2	選択	2
		技術経営論	1・2	選択	2
		IT基礎技術	1・2	選択	2
		サプライチェーンマネジメント	1・2	選択	2
		企業倫理	1・2	必修	2
		ビジネスプラン作成法	1	必修	2
		アントレプレナーシップ論	1・2	選択	2
		統計分析	1・2	選択	2
		管理会計論	1・2	選択	2
		経済学概論	1・2	選択	2
発展科目	経営戦略分野	経営戦略特論	1・2	選択	2
		サービスマネジメント	1・2	選択	2
		グローバル・マーケティング	1・2	選択	2
		マネジメントサイエンス	1・2	選択	2
		市場調査法	1・2	選択	2
		ビジネスモデルイノベーション	1・2	選択	2
		人的資本経営とDX	1・2	選択	2
	財務・金融分野	リスクマネジメント	1・2	選択	2
		税法Ⅰ	1・2	選択	2
		税法Ⅱ	1・2	選択	2
		税法特論	1・2	選択	2
		コーポレートファイナンスⅡ	1・2	選択	2
	情報・技術分野	ITソリューション	1・2	選択	2
		ICT技術戦略	1・2	選択	2
		AIと応用	1・2	選択	2
	アントレプレナーシップ分野	アントレプレナー・ファイナンス	1・2	選択	2
		コーポレートベンチャー論	1・2	選択	2
		ベンチャー企業研究	1・2	選択	2
		中小企業と事業承継	1・2	選択	2
	事業環境分野	企業法務	1・2	選択	2
		地域経済産業論	1・2	選択	2
		地域フィールドスタディ	1・2	選択	2
		観光ビジネス特論	1・2	選択	2
		福祉ビジネス特論	1・2	選択	2
		スポーツビジネス特論	1・2	選択	2
		新興国市場と地域企業	1・2	選択	2
		メディア芸術産業特論	1・2	選択	2
		知的財産と経営	1・2	選択	2
演習		演習Ⅰ	1	必修	2
		演習Ⅱ	2	必修	4

修了要件:次の条件で、34単位以上修得する。

1	基礎科目 ・必修科目5科目10単位の修得 ・選択科目2科目4単位以上の修得
2	発展科目 ・選択科目5科目10単位以上の修得
3	基礎科目または発展科目のいずれかの科目 ・選択科目4単位以上の修得
4	演習 ・演習Ⅰ、Ⅱ 6単位の修得

2. 経営科学専攻

授業科目及び単位数

分野	授業科目名	配当年次	必修・選択	単位数
基礎科目	研究方法論	1前・後	必修	2
	リサーチ・メソッドⅠ(質的研究)	1後	選択	2
	リサーチ・メソッドⅡ(量的研究)	1後	選択	2
専門科目	イノベーションマネジメント特論	1後	選択	2
	マーケティング特論	1前	選択	2
	ファイナンス・会計特論	1後	選択	2
	人材・組織マネジメント特論	1前	選択	2
演習科目	特別演習Ⅰ	1通	必修	4
	特別演習Ⅱ	2通	必修	4
	特別演習Ⅲ	3通	必修	4

修了要件:次の要件に従い18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格する。

1	基礎科目 ・必修科目1科目2単位の修得 ・選択科目1科目2単位以上の修得
2	専門科目 ・選択科目1科目2単位以上の修得
4	演習科目 ・必修科目3科目12単位の修得

別表(第52条関係)

入学金、授業料、施設設備金及び休学在籍料

事業創造研究科事業創造専攻(専門職学位課程)

	事業創造専攻
入学金	200,000 円
授業料	1,250,000 円
施設設備金	250,000 円
休学在籍料(休学時のみ)	120,000 円

事業創造研究科経営科学専攻(博士後期課程)

	経営科学専攻
入学金	200,000 円
授業料	1,200,000 円
施設設備金	200,000 円